

沼津市は、平成27年6月、新しいごみ焼却場の建設を柱とした「沼津市新中間処理施設整備基本計画」を策定した。計画では、新しいごみ焼却場は、現在稼働中の焼却場（以下「現焼却場」という）敷地に再建設されることとされている。

しかし、沼津市は昭和49年ごろ、現焼却場の建設にあたり外原地区住民と話し合いを重ね、「将来、一の洞、二の洞、三の洞には一切増設、新設しない」約束をしている。その証として沼津市は、昭和49年11月14日、清水町外原区長及び清水町外原区闘争委員会委員長との間で覚書を交わしている。

その覚書には、外原地区住民との話し合いの詳細が記録された「話し合い状況概略」が添付され、当

時の井手敏彦沼津市長名が記され、市長公印が押印されている。当時、最先端の技術をもって建設されるので公害を発生しないという触れ込みで建設された現焼却場は、天候や風向きによっては周辺に悪臭を放ち、毎年行われる学校保健統計調査では、焼却場近郊

住民の間に、現地に焼却場を建設しないと確約した「覚書を守れ」という声が上がっている。これは、外原区のエゴや我がままではなく、約束は守るものであるという当然の主張である。困った時にだけ「今だけです」「将来作らな」と約束します」と誓約して住民からの

新しい焼却場建設に向けて新たな覚書？

落合 俊二

清水小や清水西小、清水南小、清水中、清水南中の児童生徒の喘息やアトピー罹患率は、県平均に比較して2倍から3倍高いという異常な数値となっている。

新しいごみ焼却場の建設の動きがある現下、このような環境に居住する外原地区

書により焼却場建設に支障が生ずることを懸念する環境省担当者に対して、「清水町へは（外原区がごみ焼却場建設について）協力していく旨の覚書を外原区との間に締結する予定である」と説明している。

しかし、外原区三役から外原区民に対して新たな覚書に関する説明は一切なされていない。これは、清水町当局が苦し紛れに環境省に新たな覚書の締結に関して伝えたのか、あるいは、清水町と外原区の三役が秘密裏に事を進めようとしているのか不明であるが、どちらにしても大変な問題である。

合意を取り付け、喉元過ぎれば熱さを忘れるが如く、一方的に住民との約束を破棄するといった行政の不正義は決して許されることではない。令和元年12月20日、新しいごみ焼却場建設計画を協議するため清水町を訪問した安全課長は、覚

それは、前者の場合、清水町の当局が環境省にしまかせを言ったこととなり、後者の場合、住民に知らせないまま行政が自治会トップと密約を結ぶということとなるからである。外原区自治会には、規約により総会や役員会に付議されるための企画委員会（区長、副区長、会計と総務、土木防災、生活環境、文教体育協議委員長、参与及び顧問で構成される）が置かれている。

ごみ焼却場建設問題に関心を寄せる外原区民は、外原区自治会三役が企画委員会で審議して役員会や総会に付議することなく三役独断で清水町と新たな覚書を締結することを危惧している。三役が正規の手続きを経ることなく清

（清水町徳倉外原）

沼津市は、現在の
ごみ焼却場を建設す
るにあたり、昭和49
年ごろ、清水町外原
地区の住民と度重な
る話し合いを行い、
将来、現在地には焼
却場を新設、増設は
一切しないことを沼
津市が誓ったので、
地区住民の中での激
しい議論の末、外原
地区住民は、焼却場
の建設をやむなく受
け入れた。

その旨を確約した
「覚書」が昭和49年
11月14日、当時の井
手敏彦沼津市長名の
もと、外原区長及び
外原区闘争委員会委
員長との間に交わさ
れている。

しかし、このよう
な覚書を交わしてい
るにも拘らず、平成
27年6月に沼津市が
策定した「沼津市新
中間処理施設整備基
本計画」では、現在
のごみ焼却場の次の

ごみ焼却場を現在地
に建設することとし
て令和元年6
月、沼津市議会定例
会で江本浩二議員に
質問された山崎真由
美生活環境部長は
「道義的責任は別に
して覚書を交わした
当時の時点で、将来
計画まで予測できる
ものではなく、内容
を守らなくても違法
はない」という沼津
市の顧問弁護士の見
解を披露し、同年9
月の定例会では「基
礎事情は時代によっ
て変化することから
覚書の内容は、あく
まで努力目標である」
という顧問弁護士の
見解を基に覚書に法
的拘束力はないと断
じた。

この見解が腑に落
ちない筆者は先般、
市内吉田町のみどり
合同法律事務所を訪
れ、萩原繁之弁護士
に覚書の法的拘束力
に関する見解を求め
た。

法律に違反しなければ住民

との約束は守らなくてもよいのか

庄司 静男

*覚書を交わして

昭和49年、沼津市

は話し合いの中で焼
却場を新増設しない
ことを外原区に確約
している。

沼津市が、市民・

「広報ぬまづ」の各
戸配布、独り暮らし
高齢者の見回り、防
災訓練の実施、防災
設備・器具の整備、
防犯灯の管理、公園
・道路・側溝の清
掃、市を通じて行わ
れる民生児童委員や
保護司嘱託への応諾
等々、挙げればきり
がない。

長い年月が経過して
いることについて：
「これから建設しよ
うとしている施設の
次の施設に関する覚
書であり、当然、か
なり長い年月が経過
した後のことについ
て取り決めたことな
のだから年月の経過
は、覚書の有効性に
何ら影響するもので
はない」

しており、外原地区
住民は、その確約が
沼津市に「法的に拘
束する合意として扱
う意思がある」と信
じており、外原地区
住民との約束を破る
ことは、市民・住民
との信頼関係を根底
から破壊する行為で
ある。

市民との約束を破る
ことは、市民・住民
との信頼関係を根底
から破壊する行為で
ある。

市の仕事は、市民
の協力なしには成し
えないのである。市
を信頼するからこ
そ、市民は市に協力
するのである。その
市民の信頼を沼津市
は裏切ってはならな
い。

市職員は、職務遂
行の公平性の確保及
び不祥事再発防止の
徹底を掲げて本年4
月1日、行政組織改
編を行い、人事課内
部にコンプライアンス
推進室を設けた。
コンプライアンスと
は、一般的には法令
順守と訳される。こ
れは、法律としては
明文化されていない
が、社会ルールとし
て認識されているル
ールに従って活動を
行うことを指してい
る。

萩原弁護士は
*覚書の有効性に
ついて：「裁判で争
った場合、裁判所が
判断することである
が、私は、有効と考
えるべきであると思
う」

「法的に拘束力のお
しる合意として扱う
意図があった」と認め
る。沼津市は、当事
者を法的に拘束する
とされている。

沼津市には約30
0の自治会がある。
この自治会を通じて
市の多くの仕事が行
われ、市民の協力に
よって行われている。
例えば、

沼津市は、職務遂
行の公平性の確保及
び不祥事再発防止の
徹底を掲げて本年4
月1日、行政組織改
編を行い、人事課内
部にコンプライアンス
推進室を設けた。
コンプライアンスと
は、一般的には法令
順守と訳される。こ
れは、法律としては
明文化されていない
が、社会ルールとし
て認識されているル
ールに従って活動を
行うことを指してい
る。

(原)